

衆議院 商工委員会 議 録 第 五 号

平成八年三月二十五日(月曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 甘利 明君

理事 逢沢 一郎君

理事 塩谷 立君

理事 西川 太一郎君

理事 小林 守君

理事 浦野 然興君

理事 尾身 幸次君

理事 岸田 文雄君

理事 七条 明君

理事 谷川 和雄君

理事 額賀福志郎君

理事 野呂田芳成君

理事 上田 勇君

理事 小池百合子君

理事 土田 龍司君

理事 星野 行男君

理事 山名 靖英君

理事 大島 章宏君

理事 松本 龍君

理事 後藤 茂君

出席國務大臣

通商産業大臣 塚原 俊平君

出席政府委員

通商産業大臣官 横川 浩君

房審議官 鈴木 孝男君

通商産業省環境 立地局長 鈴木 孝男君

通商産業省機械 情報産業局長 渡辺 修君

中小企業庁長官 新 欣樹君

中小企業庁次長 鶴田 勝彦君

中小企業庁計画 部長 藤島 安之君

委員外の出席者

中小企業庁小規模企業部長 井田 敏君

商工委員会調査室長 石黒 正夫君

委員の異動

三月二十五日

辞任

中山 太郎君

野田 聖子君

吉田 治君

同日

辞任

金田 英行君

七条 明君

北橋 健治君

補欠選任

金田 英行君

七条 明君

北橋 健治君

補欠選任

中山 太郎君

野田 聖子君

吉田 治君

三月二十二日

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

同月十九日

著作物の再販制度維持に関する請願(片岡武司君紹介)(第四八五号)

同(村田敬次郎君紹介)(第五三三三号)

同(矢上雅義君紹介)(第五三四四号)

同(村田敬次郎君紹介)(第五七四四号)

同(加藤紘一君紹介)(第六一〇号)

だれにでもわかる洗剤・洗浄剤の明快な表示に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第六〇二二号)

同(石井智君紹介)(第六〇三三三号)

同(大島章宏君紹介)(第六〇四四四号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第六〇五五五号)

同(小林守君紹介)(第六〇六六六号)

同(後藤茂君紹介)(第六〇七七七号)

同(森井忠良君紹介)(第六〇八八八号)
石油製品の安定供給の確立に関する請願(桜井新君紹介)(第六〇九九九号)
新聞の再販完価維持制度の継続に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第六一〇一〇一〇号)

同月二十一日

中小企業を守る諸施策の推進に関する請願(吉井英勝君紹介)(第六六九九九号)

だれにでもわかる洗剤・洗浄剤の明快な表示に関する請願(赤松正雄君紹介)(第六七〇〇〇号)

同(左近正男君紹介)(第六七〇一一号)

同(松前仰君紹介)(第六七〇二二号)

同(松本龍君紹介)(第六七〇三三三号)

同(森井忠良君紹介)(第六七〇四四四号)

同(山崎泉君紹介)(第六七〇五五五号)

同(吉井英勝君紹介)(第六七〇六六六号)

同(赤松正雄君紹介)(第六七〇七七七号)

同(枝野幸男君紹介)(第六七〇八八八号)

同(岡崎宏美君紹介)(第六七〇九九九号)

同(五島正規君紹介)(第六七一〇一〇号)

同(田邊誠君紹介)(第六七一〇二二号)

同(森井忠良君紹介)(第六七一〇三三三号)

同(横光克彦君紹介)(第六七一〇四四四号)

著作物の再販制度維持に関する請願(遠藤和良君紹介)(第六八八七七号)

同(後藤田正晴君紹介)(第六八八八八八号)

同(田中昭一君紹介)(第六八八九九九号)

同(村上誠一郎君紹介)(第六九〇〇〇〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○甘利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。塚原通商産業大臣。

中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○塚原國務大臣 中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法は、企業家精神に富む中小企業創造的事業活動の促進を通じて新たな事業分野の開拓を図ることを目的として、昨年四月に施行され、これまでその積極的な活用がなされております。

他方、我が国経済は、製造業等の海外展開の進展、海外調達拡大等により、産業の空洞化への懸念がまだ払拭できない状況にあり、このような状況を打開するためには、中小企業による新たな事業分野のさらなる開拓を図り、経済構造改革を強力に推進していくことが極めて重要になっております。本法は、以上のような観点から、創造的事業活動を行う中小企業者に対する支援措置を拡充することを目的として立案されたものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、研究開発等を行う中小企業者の株式及び社債による資金の調達を支援する公益法人を指定支援機関として指定するとともに、その支援機

関の行う債務の保証について中小企業信用保険公庫の保険制度を創設する等の措置を講ずることとしております。

第二に、本法に基づく計画の認定を受けた中小企業者がリース等により導入する機械類等について、機械類信用保険のてん補率を引き上げることとしております。

第三に、本法に基づく計画の認定を受けた中小企業者の金融機関からの借り入れについて、新事業開拓保険の付保限度額を引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○甘利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○甘利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本龍君。

○松本(龍)委員 中小創造法の今の趣旨の説明について、また質問を行っていきたく思います。昨年に引き続き改正ということで、私どもも何とか中小企業に大きな力になれるような法律ということであれしく思っているところであります。

その前に、今の政治状況あるいは経済状況を見ますと、バブルの時代の政治状況が非常に異常であつたということを改めて認識をしていかなければならないと考えています。住専処理あるいは不良債権の問題等々、与党も野党もこの後始末については大いに四苦八苦している、苦労しているというのが状況ではないかと考えております。

そういう中で、バブルのときの時代を少し検証していきたく思うのですけれども、一つは、きょう調査室からいただいた資料の中で、「開廃業動向の推移」というのがありまして、簡単に言いますと、いわゆるバブルの時代に廃業率と開業率が逆転をした。戦後一貫して新規の開業率の方

が廃業率を上回ってきたわけですが、絶対好調と言われたバブルの時期にそれが逆転をしたということがどういふことかというのを考えたときに、やはり土地が高騰し、持てる者はその資産によって大きく資産をふやしてきたわけですが、でも、新しく意欲を持った人たちが、逆にこのバブルの時期は新規に開業ができなかった、つらい時代であつたというふうに考えています。

一方、開業率の方は、バブルをボトムとして少しづつその率が上がってきています。土地が下がることによって少しづつ彼らも新しく事業を展開ができていく。土地だけではなく、経済の疲弊もこの時期にあったのではないかと。そういう意味では、中小企業も大いにつらい時代があつた、それを何とかこれから新しく取り戻さなければならぬ、再構築をしていかなければならぬ、そういうふうにいるわけですから、今日、この中小創造法の改正に当たって、その背景と趣旨を御説明を願いたいと思います。

○新政府委員 今回御提案申し上げておる改正中小企業創造活動促進法案の提出の背景と趣旨というところでございますが、これは先ほど大臣の提案理由の説明にもございましたように、我が国の主要産業の円熟化でありますとか、あるいは円高傾向の定着によりまして産業空洞化の懸念などがもたらすいわゆる閉塞感を打破をいたしまして、我が国経済を活力あふれたものにするという必要がある。そのためには、経済構造改革を推進し、新たな事業分野の開拓に積極的に取り組む産業面の創出が必要である、こういう認識からでございます。

このような新規事業分野開拓の担い手といたしましては、企業家精神に富んだ中小企業者の役割が極めて重要でございますので、昨年四月に中小創造法を制定、施行いたしました。創造的中小企業を税制、金融などの面から幅広く支援しているところでございます。

中小創造法の計画認定件数は、この二月末現在におきまして六百十二件に上っております。都道府県、中小企業者双方が本法の施策の利用に積極的であるということをお示ししておるかと存じます。

こういう実績のもとに、なおこの中小企業者のベンチャー精神をさらに一層奨励をするという観点から、今回、中小創造法の改正をいたしまして、第一には、創造的中小企業の株式、社債による資金調達を支援するために新たな再保険制度の創設を行うということ、第二には、機械類信用保険のてん補率を引き上げることにより、計画認定を受けた中小企業者のリースなどによる設備導入の一層の円滑化を図る、第三には、新事業開拓保険の限度額を引き上げ、計画認定を受けた中小企業者の金融機関からの借り入れの一層の円滑化を図るという措置を講ずることとした次第でございます。

○松本(龍)委員 今お話を伺いますと、大変要望も多し、使い勝手もあるというふうなことを考えているわけですが、この中で、指定支援機関としてどのようなものを指定しようと考えているのか、また、都道府県における現在の取り組み状況を御説明を願いたいと思います。

○藤島(安)政府委員 昨年の十月に成立いたしました平成七年度の第二次補正予算におきまして、創造的な中小企業の事業活動を支援するために、中小企業事業団の高度化融資制度を活用いたしまして都道府県にベンチャー財団をつくっていただきまして、これを通じて、創造的な中小企業の発行する社債についての債務の保証、第二に、創造的な中小企業の株式あるいは社債の引受資金の低利融通というふうな、資金調達に関する直接金融的な支援制度を創設したところでございます。

これに呼応しまして、都道府県はこの制度を積極的に評価いたしまして、平成七年度中に既に十の都道府県におきましてこのベンチャー財団が設

立されております。平成八年度中に設立予定のものも私どもに言っております都道府県が三十二でございます。

こうしたことでこのベンチャー財団制度が広がっていくわけですが、この制度を利用する都道府県の方からは、この財団の規模がそう大きくないので、ベンチャー企業でございますので、いろいろ倒産等の場合は債務保証を履行しなければいけない、そうするとなかなかリスクが高い。そのリスクの平準化のためにいろいろな支援制度を創設してほしい、こういうことがございまして、先ほど委員が御指摘のございました中小企業信用保険公庫を通じます保険制度を創設いたしました、その場合に指定機関制度を設けてほしい、こういうふうな要望が参ったわけでございまして、この要望にこたえまして、今回第十四条の二におきまして新たに指定機関制度を創設した、こういう経緯でございます。

したがって、この指定支援機関につきましては、都道府県のベンチャー財団を指定する考えでございます。

○松本(龍)委員 この中小創造法による支援策はやっていただきたい、そして、どんどん使い勝手をよくしていただきたいというのはもとよりですが、けれども、もう一点、この間NHKテレビで「職人技が消えていく」という大変深刻なリポートがありました。東京大田区の桃谷地区等々の中小企業の実態でありますけれども、これを見ますと、やはり今までの日本は彼らが支えてきたのだなというふうに感じざるを得ません。

例えば、百分の二ミリの目を測るわけにはいかなくても手ではさむわけという技能とか、ヘラシボリとか溶着とか金型とか、さまざまな特殊技能を持った人たちが存在している。しかし、今の不況と相まって、だんだんその人たちが廃業を余儀なくされているという実態がテレビでございまして、これは、やはり深刻に考えなければならぬ事態だと思っております。

今までは、物をつくるときは、いいものをつく

りたい、丈夫で長もちをするものをコストを安くしてつくりたいという時代でありましたけれども、これからは、コスト半分寿命半分、あとは使い捨てにしようという時代になってまいりました。そういう意味で、そういった人たちがだんだん厳しい状況に追い込まれているという実態があるわけです。

私は、そういった人たちの技能というのは大変貴重なものであるし、例えば今大きな企業が、製造業などは海外に行けばそれこそ日本が空洞化になるという懸念がありますが、その製造業がなかなか海外に行かないのは、ひょっとしてその人たちが日本にいるから、この人たちがそういう技術を身近に提供し続けるから大きな企業を引っ張っているというふうなこともあるかと思っています。

そういう意味で、技術というのは後々まで残ってまいりますけれども、何十年も培われた技能というものはなかなか一朝一夕ではできてこない。したがって、この技能を何とか守る手だてをこれからしていただきたいと思うわけです。そういった技能を伝承していくことについて、このほかにもさまざまなお考えがあらうかと思えますけれども、そういった点をお聞かせを願えば幸いです。

○新政府委員 委員、大田区の例を出されましたけれども、大田区とかあるいは大阪の東大阪などを見ましても、いわゆる中小企業の経営者自身が一種職人的な技能というものをもち、それがまた集積をして、ネットワークをつくって今日の中小企業の強さというものを支えてきておられることは御指摘のとおりだろうと思います。

私も、そういった中小企業の技術、技能というのに対していろいろな面からバックアップをしていることをごいいますけれども、具体的には、都道府県が設置しております公設試験研究機関を中小企業のための技術支援センターという位置づけを行いまして、中小企業同士の共同研究を実施させるような指導とか、

あるいは中小企業の技術上の相談への対応でありますとか、そういったようなことを通じまして力を入れておるところでございます。

また、御質問の中に、そういったところには労働者がなかなか定着をしないのではないかとという意味の御質問もあらうかと思えます。

こういうものに対しては、私ども、労働省と協力をいたしまして、例えば中小企業労働力確保法というものを制定をし、いわゆる三K対策などに力を入れてまいったわけでございますが、昨年の臨時国会でこの法律を改正をいたしまして、高度の技術及びこれに関する知識を有する方の確保、育成などを図る支援措置を行ったところでございます。

また、いわゆるベンチャー企業にいい人材が集まるようにというふうな意味におきまして、同じく昨年の臨時国会におきまして新規事業法を改正し、これは大変画期的な措置でございますが、ストックオプションという制度の導入なども図って優秀な労働力の確保を図っておる、こういうことでございます。

○松本委員 新長官の前の中田長官は、昨年、何かの文庫で読んだのですけれども、スモール・イズ・ストロングという言葉を使われて、中小は強いんだというふうに言われておりました。まさに二十数年前のシューマッハの「スモール・イズ・ビューティフル」をもじって言われたんだというふうに思いますけれども、そのスモール・イズ・ストロングが過去形になったり過去完了形になったりしないように、小さいものは強いというものをしっかりバックアップしていくシステムを、これからは絶え間なく続けていただきたいというふうに思います。

最後に、大臣にお伺いをいたしたいと思いますけれども、それに関連して、今職人かたぎというふうに言われましたが、去年の宇沢弘文さんの論文の中に、こういう文字がありました。

「製作者気質の本能」は、人間がもつ本来的、本性的な性向であって、ものをつくり、社会を形

成し、新しい思想を考え出すという本能的な能力を意味する。例えば大工さんは、「家をつくる」という仕事に従事しているが、家の設計、原材料の選び方、柱の組み方など、その「本能」にしたがって、人々が快適に住むことができ、風土的、気候の諸条件と調和し、構造的にも安全であって、しかも審美的な観点から非の打ちどころのないような家を建設する。これは「本源的な性向」である。これは先天的なものではなく、「学習、習練によって後天的に獲得することができるところをもつ」というふうにあります。まさに今、そういう意味では、製作者かたぎといえますが職人かたぎというのがだんだん薄れてきている。片一方で熟練が要るけれども、片一方では経済合理性で利潤を追求しなければならぬ。そういう意味では、そういった乖離がこれからの経済社会の中で大きな深刻な問題だということ指摘しているわけですが、そういうことも含めて、大臣の中小企業に対する姿勢について、再度決意をお伺いをしたいと思います。

○塚原国務大臣 中小企業は、まさに人材が財産でございます。

通産省は、そういう中小企業を一生懸命応援するために今さまざまな施策を講じてきたわけですが、ただいま先生から御指摘がございましたように、本来の技術を持った方々がその職場において環境が悪くなるというのは、中小企業が発展するために決定的な方向ではないわけでございます。ただいまの御指摘もしっかりと肝に銘じまして、今後、経営基盤の安定強化、構造改革の推進に資する政策の充実に努力をいたしてまいりたいと決意をいたしております。

○松本委員 ありがとうございます。

○甘利委員長 続いて、星野行男君。

○星野委員 新進党の星野行男でございます。

私は、まず、今回の中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、これは非常に長いものですから、この後は、中小創造活動促進法改正案、こういう略称で呼ば

せていただきますが、この改正案が提出されました背景、すなわち、中小企業をめぐる我が国経済の動向につきまして、何点か御質問を申し上げます。

バブル崩壊後の長引く不況に追い打ちをかけた昨年二月からの急激かつ大幅な円高の進行により、さらに私たちがこれに村山政権の円高対策の手おくれが加わったと申し上げたいのであります。が、こういうことによりまして、我が国企業とりわけ製造業は、競って海外に生産拠点を移転するようになりまして、我が国産業の空洞化現象が急速に広がったところであります。

中小企業は、企業の数において全体の九九％、従業員数におきまして全体の約八割を擁し、まさに我が国経済の成長と国民生活を支えてきたわけでございますが、今や大企業のリストラと海外展開、さらに海外からの部品調達などの影響をもちに受けまして、事業の縮小、下請の選別、価格破壊などの嵐の中で大変な苦境に立たされております。

そこでまず、昨年すなわち平成七年ということですが、平成七年とその前の平成六年の中小企業の倒産件数はどのくらいになっておったのか。関連いたしまして、先ほどもお話がございましたけれども、製造業の新規開業率と廃業率の推移につきましてお聞かせをいただきたいと存じます。

○新政府委員 まず平成七年、平成六年の倒産件数でございますが、民間の調査機関の調査によりますと、負債総額一千万円以上の中小企業の倒産件数は、平成七年で一万四千九百七十件、平成六年で一万三千九百六十五件ということになってございます。

それから、製造業の開業率というお問い合わせでございますが、昭和四十一年から四十四年にかけては大体年平均で六・〇％だった開業率が、平成三年から六年にかけては年平均三・一％まで低下いたしております。一方、昭和四十一年から四十四年にかけて年平均で二・五％でこ

ございました。平成三年から六年にかけては年平均四・六％ということの上昇いたしました。したがって、平成元年から三年以来の開業率と廃業率の逆転現象というのが今日まで続いておるとございます。

○星野委員 今長官からのお話で、平成七年の倒産件数が一万四千九百七十件。ということは、一年三百六十五日であります。一日約四十件倒産している、こういうことで、大変な数字と受けとめさせていただきます。

さて、もう一つは、製造業の海外直接投資が増しているわけですが、この海外直接投資と国内設備投資、その比率とかあるいは具体的な数値等がわかりでございしたなら、お示しをいただきたいと存じます。

○横川政府委員 製造業の対外直接投資の推移でございすけれども、一九八九年をピークといたしまして一たん減少をいたしましたけれども、九二年度を底にいたしましてその後増加をいたしてきております。具体的な数字で申し上げますと、九二年度に百一億ドル、九三年度百一億ドル、そして九四年度、前年度比で二・三・八％の増でございすが、百三十八億ドルという対外直接投資の実績になってきております。

九二年度から九四年度まで、対外直接投資は申し上げましたように増加をいたしてきておりますが、この間国内の設備投資は減少をいたしてきておりまして、その結果、双方の比率、海外直接投資の国内設備投資に対する比率は年々大きくなってきておるわけでございます。九二年度六・六％、九三年度八・一％、そして九四年度は一〇・七％という増加を見ております。

○星野委員 どうもありがとうございます。さて、そのような関係で、製造品の個別品目における海外生産比率、これも随分高くなっていると思うのであります。

実は、昨年二月、当委員会が私が質問に立たせていただいた段階では、カラーテレビが七二％、ラジオや電子レンジが六三％、電気冷蔵庫が四

〇％、自動車が一三％と伺っておりますが、その後この状況の変化はあったのではないかと申し上げますけれども、おわかりでしたらお聞かせください。

○渡辺(修)政府委員 お答え申し上げます。

今委員御指摘の数字でございすが、家電関係は平成五年度の数字が御指摘のとおり数字になっております。それぞれについて、日本電子機械工業会の調査によります平成六年度の数字を申し上げますと、カラーテレビの海外生産比率が七八％、ラジオが六六％、電子レンジが六八％、電気冷蔵庫が四五％、こういう数字になっております。

それから、自動車について三・一％という数字を今御指摘がございましたが、これは自動車工業会の平成六年の調査による数字と拝察いたします。

実は、平成七年のデータをまだ自動車工業会が出ておりません。したがって具体的な数字は出ておりませんが、その後の円高の動向その他を勘案いたしますと、海外生産比率はさらに拡大してある、かように考えております。

○星野委員 ありがとうございます。

このような状況の中で、最近の経済情勢でありまして、日銀の短観等によりまして、企業の業績判断すなわちD-Iは改善の方向に向かっているというふうに言われておりますが、激しい価格競争で企業収益は全体としてまだ依然厳しい状況にあると聞いております。

そういう状況の中で、企業全体の中での赤字企業、これがかなりふえているというふうに聞いているわけですが、具体的に、いわゆる黒字企業と赤字企業の割合といえますか、それはどんなぐあいになっておりますでしょうか。

○横川政府委員 国税庁が行いました調査に基づきます数字を述べたいと思います。

税務統計から見た法人企業の実態調査でございすけれども、これによりますと、平成六年度の欠損企業は法人企業全体の六二・七％を占めております。

○星野委員 赤字企業が六割強を占める、こういう状況は大変厳しいものと受けとめざるを得ないわけでございます。

産業空洞化の懸念、こういうふうに言われておりますけれども、これはもう明らかに産業空洞化と申し上げてよろしいのではないかと申すわけでありすが、このような産業空洞化の進行によりまして、まず第一に雇用の空洞化をもたらしております。完全失業者が二百三十万人、失業率は統計開始後最悪の三・四％、特に若年者の失業率が高く、深刻な就職難に見舞われているところでありまして、第二に、国と地方の財政悪化を招来しているところでありまして。

すなわち、企業の海外展開が進んでいることや赤字企業と失業者の増大によりまして、国の税収も、かつては六十兆円あったものが今は五十兆円程度に減少し、平成八年度予算七十五兆円のうち二十一兆円は国債で賄う結果、平成八年度末の国債発行残高が二百四十兆円、さらに、旧国鉄債務やその他のいわゆる隠れ借金を合わせますと、国の長期債務は八年度末約三百兆円になる、このように言われております。さらに、地方でも景気浮揚のために単独事業を積極的に実施をしまいた結果、平成八年度末の地方債残高は百三十兆円になると言われているところでありまして。

このように、国と地方の財政は、まさに危険水域に入つたと申し上げて過言ではありません。このような状況から、公共投資による景気対策がもう限界にきているのではないかと、そんなふう思うわけでありまして。

さらに、失業の増大や超低金利政策によりまして、国民の所得が減少しております。この間も年金生活者の方が、何せ定期の利息がひとつの十分の一しかつかない、買い物せいでとてども買い物なんかできませんよ、こういうことを申しております。失業でお給金が入らなければ、当然買い物もできないわけでありまして。このような失業の増大や超低金利政策による国民所得の減少、さらに年金や介護などの老後の不安がござい

まして、それが国民の貯蓄志向を高めているところでありまして。結局それが消費の伸びの足を引っ張っている、こういうことで、大きな伸びは期待できないのではないかと、そんなふう考えるわけでありまして。

このような状況の中で、中小企業の創造的・事業活動の促進、すなわちベンチャー企業の活躍が必要なこととはもう論をまたないところでありますけれども、なかなか容易なことではないという気がいたします。ただ、一千兆円とも言われる国民の預貯金と、先ほどお話がございました高い技術力が一縷の望みではないかと、そんなふう思うわけでありまして、これをいかに活用するかということがこれからの活路を開く方向ではないかと、そんなふう思うわけでありまして。

政府は、新分野の開拓や新商品の開発などによる我が国経済の活性化あるいは産業構造改革について、中小企業にどのような役割を期待しておられるのでありましようか。これは大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○塚原国務大臣 この前の所信に対する質疑でも申し上げましたが、雇用と景気の関係は極めて深刻だということを認識をいたしております。

と申しますのは、現実には設備投資も、元来中小企業が立ち上がつて大企業が立ち上がるという状況だったのですが、大企業の方は結構立ち上がつても中小企業はよくないというのがあるのに加えて、雇用が満足に確保されないまま景気が回復するという可能性もある。従来になかったような状況が起こり得る可能性もあるわけでございます。何としても、これから雇用を確保するということが極めて重要であるというふうに認識をいたしております。

そういったことを考えてみましたときに、今回御審議をいただいているわけでございますが、この新規事業分野の開拓の担い手としての起業家精神、いわゆる業を起す精神に富む中小企業の役割は、大変に大きくかつ期待がされるものであるというふうに認識をいたしております。

本日の提案理由説明でも申し上げましたが、昨年の四月に中小企業創造活動促進法の制定、施行をする等、創造的事業活動を行う中小企業を予算、税制、金融等の面から幅広く支援をしていくということ、現在その努力をいたしております。さらに、現在お願いをしております中小創造法の改正を含め、このような中小企業に對して十分な支援を講ずるよう努力をしております。いというふうな決意をいたしておりますが、先生からまた適切な御指摘を具体の面においていただきましたように、よろしくお願いを申し上げます。

○星野委員 ありがとうございます。

戦後の我が国経済、あの焼け跡のゼロから復興し、そして経済の高度成長、そしてまた安定成長という軌跡をたどって今日に至っているわけでありますが、御案内のように、我が国は外国から安い原材料を購入いたしまして、それにハイテク技術で付加価値の高い製品をつくり出し、これを輸出して外貨を稼ぐ、こういう形で我が国の経済の成長が遂げられてきたのではないかと、そんなふうなふうに思います。そういう時代の中で、戦後の我が国の経済の成長発展を支えてきたのは、ソニーとかホンダなどに代表されるような数多くのベンチャー企業であったということも事実である、そのように思うわけでございます。

ただ、当時と現在では、経済環境、事情も大きく変わってまいりましたことも事実でございます。現在、いわゆる国際化、高齢化あるいは情報化、物余り、価格破壊あるいはボーダーレス、大競争、いろいろな言葉が使われているわけでございますが、そういう情勢の中で、中小企業の事業活動も決して容易なことではない、むしろ非常に厳しいものがあるのではないかと、そのように思うわけであります。

中小企業の創造的事業活動というふうな言われたいところ、けれども、どのような分野を考慮しておられるのか、また、それが経済の活性化に及ぼす影響と可能性についてどのように見えておられるのか、そのあたりの御見解を承っておきたいと思

か、そのあたりの御見解を承っておきたいと思

○新政府委員 これから中小企業が活躍できる分野はどういう分野であろうかということかと存じますが、これは一口ではなかなか難しいかと存じます。

ただ、平成六年六月に産業構造審議会基本問題小委員会報告というものが取りまとめられてございます。その二十一世紀に向けての展望ということで、今後成長が期待される分野として、情報・通信、医療・福祉、住宅関連分野など十二の新規事業分野が提示されているところでございます。したがって、中小企業といたしましては、こういった分野で当然活躍をしていただくということが期待されるかと思いますが、ただ、これに限らず、中小企業のちよとしたアイデアとか知恵を生かして活躍できる分野というのは多々あるかと存じます。

先ほど、創造法の認定件数、二月末で六百十二件と申しましたけれども、これを見てみましても、もちろん高度な新規性を有する技術を駆使した分野から、あるいは、例えばおからをケーキにするとか魚からしょうゆをつくるというちよとしたアイデアで、事業活動を新しい分野に展開していくというような事例もござります。そういうことで、各般にわたって中小企業に活躍をしていただくということを期待しているところでございます。

○星野委員 お話がございました情報・通信あるいは住宅産業、医療・福祉あるいは環境等々、いろいろと言われているわけでございますが、そういう面でも中小企業が小回りのきく中でアイデアを生かし、大企業のすき間を縫って、住民あるいは国民のニーズにこたえた新しいビジネス、あるいはまた新しい製品を開発していくことが大変重要であると私も思うわけでございます。

そういうベンチャービジネス、ベンチャー企業が支援のために今回の中小創造活動促進法の改正が練られたものと思うわけでありますが、先ほど

も御説明がございましたけれども、今回の中小創造活動促進法改正案の概要とベンチャー企業支援の仕組みについて、もう一度お聞かせをいただきたいと思

○新政府委員 趣旨につきましては先ほど御説明を申し上げたとおりでございますが、今回の改正というところで、特に、研究開発などに多額の資金を必要といたします創造的中小企業の一層の発展を図るために、資金調達手段の多様化を行うということが極めて重要であると認識をしております。

こういう観点から、昨年十月の平成七年度第二次補正予算におきまして、都道府県のベンチャー財団を通じ創造的中小企業の株式及び社債による資金調達、いわゆる直接金融を円滑化する制度を創設したところでございます。

今般の改正案におきましては、この都道府県のベンチャー財団を法律上の指定支援機関として位置づけまして、中小企業信用保険公庫による再保険の制度を創設するというところ、創造的中小企業の資金調達手段を一層多様化する措置を講ずることといたしておるところでございます。

○星野委員 都道府県のベンチャー財団を指定支援機関、こういうふうに取り込んでいくということになるわけでありますが、その理由はどのようなこととござりますか。

○藤島(安)政府委員 今回の改正法案の第十四条の二で、通商産業大臣が県のベンチャー財団を指定支援機関として指定するという制度がござりますが、これは先ほど長官の方からお答え申し上げましたように、昨年度の補正予算に基づきまして各県でベンチャー財団が設立されつつござりますけれども、この財団は規模が余り大きくないわけでござります。他方、その支援の対象となるベンチャー企業は非常にリスクの高いものでござります。このリスクの平準化、こういったことが必要になってまいるわけでござります。

そういうことから、中小企業信用保険公庫を通じて、この再保険制度を設けまして、県のベ

ンチャー財団の中小企業支援事業を円滑化している、こういうふうなことがねらいでござります。

○星野委員 それから、都道府県知事が研究開発等の事業計画を認定するわけですね。この知事、研究開発計画を認定する何か基準というものはあるのでしょうか。それは、全く都道府県知事の判断に任せるということになっているのでありますでしょうか。

○新政府委員 この研究開発等事業計画でござりますけれども、この認定につきましては、現行の既に施行されております創造法の第四条に認定の規定がござります。

その第三項に、都道府県知事が認定する場合に三号ほど掲げてござります。一つは「事業活動指針に照らして適切なものであること」。それからもう一つは「研究開発等事業を確実に遂行するため適切なものであること」。それから三号目としたしまして、もし「負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準が適切なものであること」ということになってござります。

○星野委員 それから、機械類信用保険法の特例というところが今回出ておりまして、「認定研究開発等事業計画に従って購入する機械類及びプログラム使用権を取得するプログラム」、これを認定割賦等機械類ということになっておりますが、この認定割賦等機械類というのは具体的にどのようなものでありますか。ちよと例示していただけないか。

○藤島(安)政府委員 機械類信用保険法の対象の機械類でござりますが、非常に広範に規定されてござります。一般のボーラーあるいは工作機械等、企業が事業活動に必要な機械類、そういうものが対象になっておりますし、さらには、委員がおっしゃいましたように、プログラムというふうなものも対象になっておるわけでござります。

○星野委員 大体わかったような感じがいたしますが、そういういわゆる創造的な事業活動を行うに必要な機械あるいはプログラム、こういうふうな

理解をいたしておきましょう。

さて、ちょっと話は飛びますけれども、さつき長官の方から、こういう新規の産業分野といたしまして住宅産業というお話もございましたが、実は、ことし新潟県なんか十年ぶりの大雪とかどうか雪がございまして、屋根の雪おろしで大分人が亡くなったんですね。新潟県だけで、この雪おろしのために六人が屋根から転落して死亡いたしました。五十一人が重傷を負いまして、重傷を負った方は恐らく後遺症も残って一生苦労するんじゃないか、そう思っております。三十人が軽傷を負いました。合計八十七人が、雪おろし、雪をそっくり積んでおきますと屋根がつぶれるものですから、屋根の雪おろしをしなければなりません、その雪おろし作業中屋根から転落をして、このような悲惨な事故に遭った。

北海道の豊浜トンネルの巨岩落石、落盤事故、二十名の方が亡くなった。まことにお気の毒なこととでありますけれども、やはり雪は災害で、豪雪が来ますと、新潟県だけでも百人から二百人くらいの人身事故が起きます。あるいは全国的にはもっと、何百人かの事故が起きるわけでございす。そういうことを考えてみると、やはり雪おろしの要らない住まいづくり、住宅づくりを進めていくことが、それこそ雪国の過疎をとめ、国土の均衡ある発展を図っていくという観点から非常に重要なことだと思っております。

そういう住宅産業、雪おろしの要らない住まいづくりも、例えば床を高くして屋根の勾配をきつくいたしまして、雪が滑り落ちるような高床の落雪住宅とか、いろいろな方法で屋根雪を解かしてしまふ、そういう融雪住宅とか、いろいろなことが工夫されているわけであります。このベンチャー企業の中で話が飛んで恐縮でございますけれども、これからの住宅産業の中に、そういう雪おろしの必要な地域というのは北陸から東北、かなりの世帯数になると思うんですね。だから、そういう雪おろしの要らない住宅開発あるいは住宅、これを克雪住宅といいますが、克雪住宅の普

及、そういうものに力を入れていかなきゃならぬんじゃないか、そう思うのですけれども、今回の中小創造活動促進法の関係で、ベンチャー企業がそういう面に大いに目を向けてやっていただければ大変ありがたいな、そういう感じを受けるわけでありす。

そういう中で、これも先ほどお話がございましたけれども、各都道府県の取り組み状況でございますが、さっきの話ではまだ十件ぐらいしか都道府県ではベンチャー財団ができていないということですが、平成八年度の見通しはどうなっているのではありませんか。

○藤島(安)政府委員 先ほどお答え申し上げたように、県のベンチャー財団は三月末までに十ほど既につくられてございます。これは昨年の十二月あるいは今年の三月の県の補正予算において手当てされたものでございます。

このベンチャー財団が事業活動を行いますには、企業を選びます審査、技術審査委員会等、いろいろな準備が必要なものでございます。そうした中で、昨年の十月からの制度ができたわけでございす。私どもは非常に積極的に取り組んでいただいているというふうに思っております。

お尋ねの平成八年度はどうなるか、こういうことでございすけれども、現在、私どもも聞きしているところでは、三十二の府県がこれに参加したい、こういうふうに言ってきております。そのほか、さらに五つの都県でも検討中、こういうふう聞いております。

○星野委員 ありがとうございます。

さて、ベンチャーキャピタルにつきまして、今回の改正案による成果を期待するところでございす。か、かねて、実は、株式の店頭特則市場というのです。俗に第二店頭市場、私はこう呼んでおりますけれども、これが開設をされて、ベンチャーキャピタルについて大いに活用が期待されておるといふような説明を受けたわけでありす。この店頭特則市場が開設された後の取引状況など、どんなふうになっておりますか。おわか

りでしたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○横川政府委員 ベンチャー企業が円滑に事業を行えるような環境といたしまして、やはり必要な資金を調達できるということが大変重要でございす。そのような意味合いにおきまして、資金調達の場として店頭市場を活性化させていくことが極めて重要なことだというように認識をいたしております。

そのために、通産省といたしましては、かねてから店頭市場の改革を関係方面に働きかけをいたしてきたところでございまして、昨年七月には、先生ただいま御指摘になりましたように、店頭特則市場が創設をされることがあったわけでございす。

その後の店頭特則市場の状況でございますけれども、現時点におきまして、店頭特則市場の具体的な案件はまだ出てきておりません。これは、監査証明の具備など、登録の準備のために一定期間がやはり必要でございまして、これが理由というところでございす。したがって、今年度の決算等の準備が整いつた次第、具体的な案件が出てくるということを期待をいたしております。

○星野委員 さらに、たしかストックオプションという制度もつくったはずですが、これはその後何らか機能しておりますか。

○横川政府委員 昨年の臨時国会におきまして新規事業法の改正をしていただきました。ストックオプション制度の導入が行われたわけでございす。その後、この新しい制度の普及、広報等行ってきたわけでございすけれども、この新しい制度に対します期待というのが、実際にベンチャー事業をやっておられる方の中で大変高まってきたと聞いています。いろいろ私どもの方への問い合わせなどもふえておりますし、また各地域でいろいろ説明会などもやっておるわけでございすけれども、大変たくさんの方々に来ていただいで、今そういう意味で勉強していただいているということでございます。

具体的な案件といたしましても、先般、新規事業法の認定を、ストックオプションをやるということのために新しく認定を申請をし、また認定が行われたという企業も出てきておりますので、これから大いにこの新しい制度を使っていただけるのではないかと期待をいたしております。

○星野委員 それから、この間テレビを見ておりましたら、ベンチャー企業で、不動産は持っていないけれども、いわゆるソフトの関係のものを担保にして融資を受けたということが出ておりましたが、いわゆる知的所有権担保の融資というものは今どんなぐあいになっておりますか。これも、おわかりでしたらお聞かせください。

○横川政府委員 御案内のとおり、これまでの日本のいわゆる金融、融資は、圧倒的に物的担保に頼ってきたわけでございす。そういった中で、まだこれから会社を起していく、事業を始めていくといったような初期の段階にありますがベンチャー企業は、なかなかこういった物的担保が十分ではないということで、これが理由で資金提供を受けにくいというような実態があるわけでございす。

しかしながら、最近の動きといたしまして、民間の金融機関におかれましてはいろいろ工夫をされて、いわゆる先生御指摘の知的財産権、こういったものを担保として評価をして、ベンチャー企業に融資を行っているという具体的な案件も出てきておるわけでございす。

なお、通産省もこういった動きを奨励する意味で、昨年、研究会におきまして、この知的財産権の評価、これがなかなか難しいわけでございすけれども、この評価の手法等につきまして研究をいたしまして、こういったものも民間の御利用に供してきているという状況でございす。

○星野委員 本当に、この日本経済の活性化、雇用を含めて元気を出してもらうためには、あらゆる手法を駆使してベンチャー企業を支援をしていくということが必要であろうと思うのでありす。

もう一つ、持ち株会社制度、これは御案内のように入公正取引委員会、限定解禁ですか、方向が出てきたようでありますが、お話があるように、ベンチャー企業を起こそうという人は、アイデアと技術と情熱、意欲は持っているのではありませんけれども、しかし実績と資金が乏しい、こういうことと、またリスクも背負っている、こういうことでございましょう。そういうベンチャー企業を経済社会の中でやはり支援をしていくという風潮といえますか、基盤をつくっていくという意味では、ベンチャー企業の株式を保有することによって資金面の支援をしていく、ベンチャー企業の育成をやっていくということも非常に重要なことではないかな、そういうふうには思っています。

現在、新聞等で拝見いたしますと、与党三党で、なかなか難航しておられるけれども調整に努力中、こういうふうに乗っけておられますが、これは大臣の方から、この持ち株会社制度、私は今申し上げたベンチャー企業支援という意味からも非常にこれから有力な役割を果たしていく制度になるのではないかと気がいたしますが、大臣の御見解を承りたいと思います。

○塚原国務大臣 持ち株会社の解禁は、ベンチャービジネスの育成に大きく寄与するものであるというふうには認識をいたしております。

ただ、どのような形でこれから解禁していくのかとか、あるいは仮に解禁した場合に、果たしてそれがどのような機能、効果をこれから果たすのかとか、これは国会で、公の場で国民の皆様方にしっかりと御理解をいただくだけの審議をする必要があるというふうに私は思っております。

いづれにいたしましても、この持ち株会社に関する法律案が一日も早く国会に提出をされまして、国会の場で御議論をいただくということを心から念じております。

○横川政府委員 若干事務的な補足をさせていただきますかと思っております。

一言で申しまして、持ち株会社の解禁がベン

チャービジネスの育成に大きく寄与するのではないかとこの期待感を私どもは持つておるわけでございます。多少具体的に申し上げますと、持ち株会社の解禁によりまして、既存企業が新規事業を統括する持ち株会社を設立いたしましたり、みずから持ち株会社となることなどによりまして新規分野への大胆な事業展開を行うことが促進されるというところでございまして、また、ベンチャービジネスへの投資を主たる業務といたします本格的なベンチャーキャピタルの発展を可能にするといったような点におきまして、ベンチャービジネスの育成に持ち株会社の解禁が寄与するのではないかとこのように考えております。

○星野委員 いろいろとベンチャー企業に対する資金面からの支援体制あるいは手法等々について伺ってまいりましたが、中小企業の創造的業務活動につきましまして資金面から支援するベンチャーキャピタルが重要であることは申すまでもありませんけれども、もう一つの重要な課題は規制の撤廃である、そのように考えております。

お話がございました、これからのリーディングインダストリーとして情報通信産業とか住宅産業あるいは福祉、介護あるいは環境等々、いろいろと書かれているところでございまして、規制が多過ぎる、いづれも現場の声を聞きますと、規制が多過ぎる、こういう苦情を耳にするわけでございます。いわゆる経済的な規制の撤廃が企業の創造的な事業活動促進の基本的な条件である、こういうふうにし上げて過言でないと思うわけでございまして、規制の緩和あるいは撤廃等の取り組みについて、通産大臣の御見解と御決意のほどを承っておきたいと思っております。

○塚原国務大臣 規制緩和の推進は、新たなビジネスチャンスの拡大を通じて企業の創造的業務活動を活性化する上で極めて重要である、御指摘のとおりだと思っております。こうした観点から、通産省といたしましても、今御指摘をいただきました特に今後の成長が期待される分野を中心に積極的に関与をいたし、その実現を図るよう今

日まで努力をいたしてまいりました。加えて、ベンチャービジネス自体の活動の円滑化のために、例えばストックオプション制度の導入、ただいま御説明いたしました、あるいは店頭特別市場の創設と、御評価をいただきましたが尽力をいたしてまいりました。

通産省といたしまして、今後とも規制緩和を積極的に推進することとしておりますが、現在の規制緩和推進計画の改定が充実したものとなるように現在努力をいたしておりますが、さらに努力を続けてまいりたいと考えております。

○星野委員 中小企業問題は、このようなベンチャー企業の育成の問題だけではなくて一般的な中小企業問題、数々あるわけでございしますが、私は、新しい産業立地政策をこの辺で我が国も組み立て直していくべきである、そう思うわけであります。

先ほどお話しになっております企業の海外展開、大手が一つ海外に工場を移しますと、その下に連なっております下請、孫請の中小零細企業は仕事がなくなってしまう。そこで、倒産あるいは廃業、失業、こういう深刻な問題が出てくるわけでございまして。

私はこの前テレビで拝見いたしましたけれども、手袋をつくる工場でございますが、中国へ工場をつくられたけれども、工場をつくられたときには名譽市民として歓迎されたのが、十年たったら、どこか別のところへ移ってこれ、こういう移動勧告を受けて大変苦労をしているということが報道をされておりました。あるいは、この深圳地区、経済特区であります、そこで組み立て工場を合併でつくられたけれども、そこでは土地の使用料や賃金が高くなって組み立て工場では採算がとれなくなつたということで、別の奥地の方に移転をしなければならぬということが出ておったわけでありまして。

このように、企業の海外展開は進んでおりますけれども、しかしそこで多年にわたって安定的な操業が保証されるというわけではありません。か

ねても申し上げたことがございますが、私の地元の小千谷というのは機屋の町でございまして、かつて韓国に機屋の工場を随分出しましたけれども、結局、地代は上がる、あるいは賃金が高くなる、あるいはストライキは起こされるということ、そこで操業できなくて引き揚げてきました。全部韓国は失敗して撤退してきたという現実を見ているわけであります。そういうことを考える、やはり日本の企業はできるだけ日本の国内で操業していただくような条件整備を、政治も行政も真剣に進めていかなければならない、私はそのように思うわけであります。

御案内のボーダレスということで、今、企業が国を選ばず時代など格好いことを言っております。また、その中で産業立地政策も国際競争にさらされている、こういう時代になったという認識を持つていくわけでありますけれども、そういう時代になればなつたほど我が国としては、国内とりわけ地方にはまだ土地も水も緑もあるいは人的資源もございまして、やはりできるだけ地方に我が国の企業が立地をして、そこで新しい投資が生まれ雇用が生まれる、そこで地域の活性化あるいはひいては国土の均衡ある発展、こういう理想的な国づくりに一歩近づく、こういうことになるわけでありますので、今の状況を踏まえた中で、もう一度しっかりと我が国の産業立地政策を組み立て直していく、そういう時期ではないか、私はそんなふうな考えております。

昭和四十七年に工業再配置促進法ができて、それ以来国あるいは自治体あるいは関係者の努力でそれなりの成果を上げてきたと思うのでありますけれども、同じ手法ではもう通用しなくなっているのではないかと、そんなふうな思ふわけであります。

このあたりの新しい産業立地政策について、これはベンチャー企業ということだけではなくて、やはり中小企業全体が生きていく道を開いていくという意味で非常に重要なことだと思ふのであります。どなたか御答弁をお願いできませんか。

○藤島(多)政府委員 お尋ねの中小企業新分野進出等円滑化法に基づく計画認定を受けた企業について、計画が承認を受ければ融資保証を直ちに受けられるようにすべきではないか、こういうお話でございますけれども、この中小企業新分野進出等円滑化法には、実はいろいろな助成措置が規定してあるわけでございます。委員も御指摘のございましたように補助金もございます、それから税制上の措置等もあるわけでございます。いわゆるメニユー方式で、あらゆる手段を動員しながらそうした中小企業の新分野への進出活動等を応援しよう、こういうものでございます。

したが、いまして、申請の段階において、実はいろいろの御希望があるのを伺いながら都道府県で審査をしていく、こういう建前になっております。したが、いまして、法律上の計画があつたとしても、直ちにそれで融資保証が行われるというものではないものと思っております。やはり融資である以上は、中小企業金融公庫とか中小企業信用保険公庫等専門の機関が、その中小企業の信用力あるいは収支状況等、金融の観点からの審査や各貸付制度の要件の判断を行うということには必要だ、こういうふうな考えております。

○吉井委員 それだったら法律は要らないのですよ。全く今のお話はひどい話だと思ふのですよ。法律が、何ですか、建前だけということですね。それだったら意味がないじゃないですか。

実は、私はなぜ前段にこれを伺ったかといふと、今の中小創造法の実態もやはり同様の面があるからですよ。これを少し事前に聞いてみると、技術改善費補助金の採択率は六〇％というのでしよう。債務の保証の方の採択率は四〇％。つまり、今の不況の中で全国の中小業者は大変深刻な事態に置かれてる。その中で承認を受けた企業というのは、先ほどの新分野進出等円滑化法の方で千九百四十六件とか、こういうふうな数なんですよ。それがせっかく承認されたのに、しかし実際には制度は適用されなかつたら、本当に意味がないんじゃないですか。私は、建前だけの法律というのは本当に感心しないと思ふのです。

実は、名古屋市のある企業が、これは特許を出願中で、産業廃棄物処理機械を開発、製造、販売するといふために申請したところがあるんです。これは創造法で実は認定企業となつたわけですよ。ところが、受け付けのときに商品化計画も資金計画も出さずして県知事の認定となつたのに、担保が出せないからだめだとして、信用保証協会の保証の特例二千万円が受けられないということになつてしまつた。せっかくの融資が受けられないというところになつてしまつた、これではもう中小創造法があつても役に立たないということになるわけ

です。ここが私は、保証協会の問題ということもありますが、県への指導とか、やはり働きかけを強めて、この法律が本当に生きるように改善をするべきだと思ふのですよ。さっきのような答弁ではとても話にならないですよ。

○藤島(安)政府委員 どうも大変失礼いたしました。先ほどは建前を申し上げたわけでございますが、委員御指摘のように、融資を目的として計画の認定を受けた、こういう場合につきましては、今委員が御指摘のような混乱が起きないように、メニュー方式であつて、どれをお選びになりますかと、それで融資をお選びになる、こういうことであつたら、都道府県が認定の際には、政府系の金融機関に対してこういう融資の期待ある旨を通知していただいて、あるいは直接前もって政府系の中小企業金融機関に行くようにして、なるべくスムーズに融資が行われるようにといふふうに指導しておるわけでございまして、今後さらに一層適切な対応をするように指導してまいりたい、こういうふうな考えております。

○吉井委員 メニューの話はわかつた上で聞いています。もともと、どのメニューということがあるにしても、そのメニューで承認を受けた企業なんですよ。その承認を受けた企業がそのメニューでどれだけ採択されたのかといつたら、六割とか四割ですよ。これでは法律が生きてこないといふことを私は言っているのです。

それで、もう少し別な例も伺っておきたいのですが、これは福岡県の商工部の方から聞いて、逆に県から要請を受けたみたいなことになるのですが、技術改善費補助金を申請したところが、開発用に補助金を受けた機械施設を、成果を上げた後、商品化までの間遊ばせておくのはもったないから使用したら、補助金を返せといふ話になつてきた。また別な例で言うと、補助事業によって開発が成功して、その商品を量産化しようとする設備を使つてもだめだ、こういう実態に置かれていゝといふことを聞いたのですが、実態としてはこう

いふことがあるんじゃないですか。

○新政府委員 技術改善費補助金でございますが、これは補助金でございます。これは申し上げるまでもなく、補助金の適正化法というもののに従い、また補助金の交付要綱・実施要領というものの従つて交付がなされておるものでございまして、この技術改善費補助金実施要領におきましては、「対象となる機械装置等は当該補助対象事業以外の目的には使用させないこと」ということになつてございまして、この補助金の目的というのは技術開発ということでございます。したがつて、この補助事業によつて取得した機械装置がその後量産化されるに至る、またそれに使えるといふことは、これはある意味では成功したといふこととございまして、そういう意味では、この補助金交付要綱・実施要領からすればむしろ補助金はお返ししたくといふ扱いになることにならうかと思ふわけでございまして。

○吉井委員 製品開発をして、それでどこかお客さんを見つけて、顧客が見つかった、そこからこれだけの量をつくつてほしいという話が出てきて初めて、今度は量産化のための、それまでの単品の製品開発とは違つた研究開発の過程というのが始まるわけですね。私は、やはりそういう点では、量産化といつたていきなり量産化ができるわけじゃないんだから、量産化に必要な技術開発、研究開発のためにはその機械を使つてはならぬといふことになつてしまつたら、これは何のための補助金かといふことになるわけですから、もう少しそういうところは温かくいいますか、弾力的に、最後まで面倒を見れるように、そういう運用といふものを考えていかなかつたら、この制度が十分生きてこないといふふうに思ふわけですよ。

私は、こういう点では、研究開発を目的とし、研究開発の過程にあるということであれば、量産化を目的としたものであつてもそこはやはりちゃんと弾力的に対応するといふことが必要だと思ふのですが、どうでしょうか。

○新政府委員 その機械装置が量産化のために使用されるということであれば、先ほど申し上げましたようにお返ししたくといふことになりませんが、当然、量産化をするためにはどのような課題が残つてくるかということで、補助対象事業終了後に引き続き技術開発といふものを行う場合には、それはその個々のケースに即して判断することになるかと思ひますが、補助目的に合うといふケースもあろうかと存じます。

○吉井委員 先ほど来議論してまいりましたように、法律をせっかくつくつても、本当に生きていくかどうかといふのは、現場の実態を見ると随分寂しい思いをいたしますか、寒い思いをいたしますか、そういう状況にありますから、これはやはりよく現場等も見ていただいて、現場の実態に合ったものとしてこの法律が生きていくようにしたいだきたいといふふうに思ひます。

それで、今日、空洞化によつて中小企業が置かれておる立場というのは、本当に深刻な実態です。先ほど来議論もありましたが、大企業の海外移転に伴う生産停止とか工場閉鎖ということが起つた場合に、これはヨーロッパを調べて見ると、EU指令といふのを出したつて、企業の都合だけで勝手なことはさせないといふことで労使間の協議を義務づけておりますし、国際的にはやはり大企業に民主的な規制を加えるということが経済分野の民主主義のルールになつていゝといふふうに私は思ふわけですよ。

日本もやはりそういうことを踏まえて、しかし同時に、中小企業が中小企業としてこの新しい分野で生き延びていくようにその取り組みを支援するといふことが必要だと思ふのですが、そういう点で、私は、予算の面と制度の運用面、活用面、その両方の面でやはり大事な問題を持つていゝと思ふのです。

予算面で一つ触れておきますと、リアルワールドコンピュータ研究開発委託費というのがありますが、これは九六年度予算で六十億円となつていゝですね。大体十年間で六百億から七百億

使おうというわけですが、これが東芝、NEC、日立など大手企業二十社に開発費として配分されていくわけですね。これがある上に、これと別に、ほぼ同じ企業が技術研究組合超先端電子技術開発機構というのをつくっておりますが、そこへ九五年度から百十八億円の開発費を出している。一方、中小創造法の技術改善費補助金の予算というの、九五年度の補正を含めて十九億六千万円、九六年度では二十億五千五百万円。

予算の面で、力のあるところにはかなり開発費補助金を出している。ところが、力のない中小企業の中では、もともと限られたところしか認定が受けられていないのに、その認定の受けられていないところでも補助金全体としてはこういうふうにならざるを得ないですね。少ない上に、その上なお運用面で非常に使いにくいということになつておつたのでは、私は、せっかくの法律というのが生きてこないというふうに思うのです。

こゝは大に伺つておきたいのですが、やはり予算面での充実と、それから法律をつくったときの運用面、本場に現場の実態に合うように、これは各県との連携プレーをもっと強めることなどを含めて、私は、こういう点で本場に力強い取り組みというのをやっていただきたいと思うのです。最後に、大臣の決意というものを聞いておきたいと思ひます。

○塚原国務大臣 個々のケースについてはいろいろなかれがあると思ひますので、もしかしら御趣旨に合わないような結論を下したところもあるのかもしれないが、いずれにいたしましても、改正中小企業創造活動促進法、国会におきまして御承認をいただきましたならば、その施行に万全を期しまして、今後とも、創造的中小企業に対しての積極的な支援を講じてまいりたいというふうを考えております。

○吉井委員長 終わります。

○甘利委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○甘利委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○甘利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○甘利委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○甘利委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 創造的事業活動の促進(第三条・第十四条)

第三章 指定支援機関による直接金融支援業務等(第十四条の二・第十四条の十一)

第四章 雑則(第十五条・第十六条)

第五章 罰則(第十七条)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 創造的事業活動の促進

第八条中「昭和二十五年法律第二百六十四号」及び「(同法)第三条の七第一項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、研究開発等事業開拓保証(同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金(以下「研究開発等事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「三億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

第八条の次に次の三項を加える。

(機械類信用保険法の特例)

第八条の二 中小企業信用保険法(以下「公庫」という。)は、機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)第十一条の機械類信用保険の業務として、事業年度ごとに、認定研究開発等事業計画に従つて購入する機械類及びプログラム使用権(同法第一条第一項に規定するプログラム使用権をいう。以下この項において同じ。))を取得するプログラム(同法第二条第六項

にいうプログラムをいう。以下同じ。)(以下この項において「認定割賦等機械類」という。)に關し、認定割賦等機械類のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は認定割賦等機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラム使用権の提供の事業を行う者を相手方として、認定割賦等機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第一項及び第五条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

第八条の三 公庫は、機械類信用保険法第十一条の機械類信用保険の業務として、事業年度ごとに、認定研究開発等事業計画に従つて使用する機械類及びプログラム(以下この項において「認定リース機械類」という。)をリース契約(同法第二条第三項に規定するリース契約をいう。)により使用させる事業を行う者を相手方として、認定リース機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条の二第二項及び第三項、第四条第二項、第五条第二項、第八条第一項、第九条第二項並びに第十条第二項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第二項及び第五条第二項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

第八条の四 第八条の二第一項及び前条第一項の規定により機械類信用保険の事業が行われる場合には、機械類信用保険法第六条及び第七條中「第三条第一項及び第三条の二第一項」とあるのは、「第三条第一項及び第三条の二第一項並びに中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一

にいうプログラムをいう。以下同じ。)(以下この項において「認定割賦等機械類」という。)に關し、認定割賦等機械類のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は認定割賦等機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラム使用権の提供の事業を行う者を相手方として、認定割賦等機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第一項及び第五条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

第八条の三 公庫は、機械類信用保険法第十一条の機械類信用保険の業務として、事業年度ごとに、認定研究開発等事業計画に従つて使用する機械類及びプログラム(以下この項において「認定リース機械類」という。)をリース契約(同法第二条第三項に規定するリース契約をいう。)により使用させる事業を行う者を相手方として、認定リース機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条の二第二項及び第三項、第四条第二項、第五条第二項、第八条第一項、第九条第二項並びに第十条第二項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第二項及び第五条第二項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

第八条の四 第八条の二第一項及び前条第一項の規定により機械類信用保険の事業が行われる場合には、機械類信用保険法第六条及び第七條中「第三条第一項及び第三条の二第一項」とあるのは、「第三条第一項及び第三条の二第一項並びに中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一

にいうプログラムをいう。以下同じ。)(以下この項において「認定割賦等機械類」という。)に關し、認定割賦等機械類のうちプログラム以外のものの製造業者若しくは販売業者又は認定割賦等機械類であるプログラムの作成の事業を行う者若しくはプログラム使用権の提供の事業を行う者を相手方として、認定割賦等機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条第二項及び第三項、第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第一項及び第五条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

第八条の三 公庫は、機械類信用保険法第十一条の機械類信用保険の業務として、事業年度ごとに、認定研究開発等事業計画に従つて使用する機械類及びプログラム(以下この項において「認定リース機械類」という。)をリース契約(同法第二条第三項に規定するリース契約をいう。)により使用させる事業を行う者を相手方として、認定リース機械類につき包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類信用保険法第三条の二第二項及び第三項、第四条第二項、第五条第二項、第八条第一項、第九条第二項並びに第十条第二項の規定は、前項の機械類信用保険について準用する。この場合において、同法第四条第二項及び第五条第二項中「百分の五十」とあるのは、「百分の七十」と読み替へるものとする。

項とする。

第十四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 指定支援機関による直接金融支援業務等

(指定)

第十四条の二 通商産業大臣は、中小企業の技術に関する研究開発等に必要な資金の株式又は社債による調達を円滑にするための措置を講ずることにより中小企業の創造的事業活動の促進に資することを目的として設立された民法第三十条の法人であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、創造的事業活動を支援する者(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

(業務)

第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債であつて、通商産業省令で定めるもの(以下「社債」という。)に係る債務を保証すること。

二 前号の資金の調達を図るために中小企業者が発行する株式(中小企業者又は事業を営んでいない個人が株式会社を設立する際に発行する株式を含む。)又は中小企業者が発行する社債を引き受けようとする者に對し、その引受けに必要な資金を低利で融通すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基金)

第十四条の四 指定支援機関は、前条に規定する業務(以下「直接金融支援業務」という。)に関する

る基金(第十四条の十二において「基金」という。)を設けるものとする。

(事業計画等)

第十四条の五 指定支援機関は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、直接金融支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援機関は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、直接金融支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十四条の六 指定支援機関は、直接金融支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条の七 通商産業大臣は、直接金融支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定支援機関に對し、直接金融支援業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定支援機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第十四条の八 通商産業大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援機関に對し、直接金融支援業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消)

第十四条の九 通商産業大臣は、指定支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四

条の二の規定による指定を取り消すことができる。

一 直接金融支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(資金の確保)

第十四条の十 国及び地方公共団体は、指定支援機関による直接金融支援業務の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

(研究開発等促進保険)

第十四条の十一 公庫は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、事業年度の半期ごとに、指定支援機関を相手方として、当該指定支援機関が、中小企業者が第十四条の三第一項第一号の資金の調達を図るために発行する社債に係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が七千万円を超え、かつ、指定支援機関(以下「研究開発等促進保険」という。)について、社債に係る債務の利息に係るものを除く。以下この条において同じ。)の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該指定支援機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額とし、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保障事故とする。

4 中小企業信用保険法第四条から第十一条までの規定は、研究開発等促進保険の保険関係に準用する。この場合において、同法第五条中、「信用保証協会」とあるのは、中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法第十四条の二の指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)

と、「弁済(手形の割引の場合は支払、給付の場合には払込み。以下同じ。)」とあるのは「弁済」と、「借入金(手形の割引の場合は手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。)」とあるのは「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)」と、「信用保証協会がその」とあるのは「指定支援機関がその」と、「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、「借入金の」とあるのは「社債に係る債務の」と、「総弁済額(給付の場合には、総払込額。以下同じ。)」とあるのは「総弁済額」と、「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の五十」と、同法第六条及び第七条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、同法第八条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、「借入金」とあるのは「社債に係る債務」と、同法第九条から第十一条までの規定中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と読み替へるものとする。

5 研究開発等促進保険は、中小企業信用保険公庫法の適用については、同法第十八条第一項第一号の業務とみなす。この場合において、同法第二十六条第二項及び第二十八条第一項中「中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法第十四条の十一の規定」とする。

(負担金についての損金算入の特例)

第十四条の十二 基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

第四章 雑則

第十六条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第十七条第一項中「第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたを、次の各号の一に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十四条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、株式、社債等による資金の調達及びリース等による設備等の導入を推進するための措置を講ずることにより、中小企業の創造的事業活動を一層促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。